

函館市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月18日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第26号

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2中「当分の間，」を削り，「保険料（令和3年度分および令和4年度分の保険料であって，令和4年4月1日から令和5年3月31日）」を「令和4年度分の保険料（令和5年4月1日から同年9月30日）」に改め，「（特別徴収の場合にあつては，特別徴収対象年金給付の支払の日）」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。